

勝山市長尾山総合公園 指定管理業務仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、勝山市長尾山総合公園（以下「公園」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容及び実施方法等について定めるものとする。

2. 長尾山総合公園の管理に関する基本的な考え方

本公園は、貴重な動植物が生息する里山の豊かな自然環境を保全した中で、潜在的な地域資源である恐竜化石・自然等とのふれあいや、スポーツレクリエーションなど、様々な活動や交流を通して、自分を見つめ、新たな時代への価値観を抱く「文化・交流拠点」としての「多機能型の都市公園」として設置されたものである。

これまで、恐竜化石発掘体験や自然観察会を中心に市民や利用者の自然体験学習の場としてサービスの提供をしてきており、平成24年度の恐竜化石発掘体験の参加者数は年間2万人を超えている。また、公園の中心施設である県立恐竜博物館には年間54万人を超える来館者あり、当公園は県内屈指の観光施設となっている。今後は市内観光施設との協力や福井県「ダイナソーバレー構想」との連携が必要視されている。

この設置理念や近況に基づき、創意工夫により公園利用者に対する質の高いサービスを提供し、自然と親しむ場、散策、憩いの場、自然体験学習等を行う場として、利用者の立場に立った安全で気持ちよく利用できる公園として管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。

3. 公園の概要

(1) 名称 勝山市長尾山総合公園（愛称：「かつやま恐竜の森」）

(2) 所在地 福井県勝山市村岡町寺尾51号11番地

(3) 公園の基本コンセプト

- ①古代の歴史や生物の進化等を学び考える公園
- ②人の交流の輪が広がり、通年的なにぎわいのある公園
- ③豊かな自然に包まれたなかに、多様なスポーツレクリエーション活動の公園
- ④貴重な自然資源への理解を深め、自然環境の保護と共生を図る公園
- ⑤くつろぎややすらぎ等の快適環境の創出を図る公園

(4) 公園面積 85ha 供用面積 79.6ha

公園内は大きく5つにゾーニングされており、主に次の公園施設が設置されている。

（公園の区域は別添図面のとおり。）

①ふれあい交流ゾーン

どきどき発掘ランド、チャマゴンランド広場、湿地ビオトープ、
コンビネーション遊具、管理棟 ほか

②恐竜の森ゾーン

福井県立恐竜博物館、大駐車場、体験ハウス、レインボーハウス ほか

③自然の森ゾーン

ステゴサウルス休憩所、恐竜の水辺、バーベキューガーデン、木製コンビネーション遊具
森の休憩場 ほか

④歴史文化園ゾーン

太古の水辺（菖蒲園） ほか

⑤里山の森ゾーン 未開発

(5) 公園（管理）施設

別添「公園管理施設一覧」のとおり

(6) 公園の入口開閉門施設及び園内遊歩道の利用時間

①公園入口の開閉門施設時間 7：00～20：00

②園内遊歩道の利用時間 9：00～16：00

4. 関係法令等の遵守

指定管理者は、公園の管理運営業務を行うに当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法
- (2) 地方自治法
- (3) 勝山市都市公園条例
- (4) 勝山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (5) 勝山市個人情報保護条例
- (6) 勝山市情報公開条例
- (7) 勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例
- (8) その他の関連法令

5. 業務の範囲

(1) 業務の内容

- ①公園の植栽等の管理、施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- ②公園の施設等の利用に関する業務
- ③恐竜化石発掘体験を中心とした自然体験学習事業の実施に関する業務
- ④遊び・ネイチャースポーツ体験事業の実施に関する業務
- ⑤その他公園の管理上必要と認める業務

(2) 業務全般の要求水準

①管理運営における基本方針

指定管理者は、「2. 長尾山総合公園の管理に関する基本的な考え方」及び「公園の基本コンセプト」をよく理解し、次に掲げる方針に沿って公園の管理運営を行うこととする。

- (ア) 公園を常に良好な状態に保つ
- (イ) 利用者の安全を常に確保する

- (ウ) 体験学習事業の充実を図る
- (エ) 公園利用者のニーズの把握に常に努め、利用者サービスの向上を図る
- (オ) 地域や団体との連携を図り、住民参画による公園運営に努める
- (カ) 管理運営費の削減に努める

②法令の遵守

維持管理に当たっては、必要な免許、許可、認可等を受けること。また、一部の維持管理業務を委託する場合は、委託先が必要な免許等を有していることを確認すること。

③損害賠償責任保険の加入

建物についての建物総合損害共済(火災保険)は市が付保する。公園内の管理瑕疵による損害、指定管理者が催した事業などにより損害、事故が発生した場合は、指定管理者の責任となるため、市が加入している全国市長会損害保険の補償内容と同等以上の保険に加入すること。

(補償内容)

死亡・後遺障害保険金	死亡 400 万円、後遺障害 12 万円～400 万円
入院補償保険金	入院日数に応じ 1 万円～15 万円
通院補償保険金	通院日数に応じ 5 千円～6 万円 ※通院日数 1 日～5 日は 5 千円

(てん補限度額)

身体賠償	1 名につき 1 億円
	1 事故につき 10 億円
財物賠償	1 事故につき 2,000 万円
免責金額	なし

④利用者の安全確保

利用者の安全確保、事故防止対策を講じること。危険箇所、損傷箇所、不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速かつ適切な措置を行うこと。公園の巡視・点検計画を作成した上で毎日の巡視を行い、特に遊具等利用施設の損傷などの安全確認は十分に行うこと。

また、公園の管理上必要があるときは、勝山市都市公園条例に基づき、利用者などに対し必要な指示を行うこと。

⑤緊急時の対応

(ア) 災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成すること

(イ) 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検すること

(ウ) 緊急事態等の発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じるとともに、市をはじめ関係機関へ連絡通報すること。

⑥委託の禁止

委託業務を包括して第三者に委託することを禁止する。ただし、清掃、警備業務については、市の承認の中で第三者に委託することができる。

⑦市施設としての協力

市が直接行う事業及び後援・協賛事業を公園で実施しようとする場合、他に優先して協力するものとする。

⑧個人情報の保護

勝山市個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、公園の管理等に関して知り得た情報の漏洩や不当な目的に使用しないこと。

⑨情報公開

勝山市情報公開条例の趣旨により、公園管理等に関して保有する情報については、公開に関する規定を整備するなど、情報公開に対応すること。

6. 業務の体制

(1) 責任の所在

公園の管理運営におけるマネージメント及び市との連携連絡を行うため、1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。

(2) 管理事務所

管理事務所は従来どおりチャマゴンランド内に置くこととし、開所時間内は、公園利用者への案内、公園施設の利用案内、体験学習の受付等の業務を行うこととし、職員1名以上を管理事務所内に配置すること。開所時間及び休業日は次のとおりとする。

① 開所時間 8:30 ~ 17:30

② 休業日 12月29日 ~ 翌年1月2日

(3) 自然や恐竜に関する知識を有する者の配置

動植物などの自然や恐竜に関して知識を有する者を可能な限り配置すること。

(4) 施設の管理に必要な資格を有する者の配置

公園内には、次の資格を有するものを配置すること。

① 消防法に定める防火管理者（甲種又は乙種）

② その他法令等に定める有資格者

(5) 研修の実施

職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施することとし、市に研修に関する実施計画書の提出すること。

(6) 職員の採用

指定管理者は、専門的な知識や経験を有する勝山市民を優先的に雇用すること。雇用条件等は、指定管理者が決定すること。

7. 維持管理の内容及び水準

(1) 植物管理業務

4月～10月に定期的に次の管理業務を実施する。

(ア) 植栽木の管理に当たっては、来園者の利用と安全性を確保しつつ、剪定、刈り込み、除草、施肥等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法により実施する。

(イ) 除草剤は使用してはならない。（使用する場合、事前に市と協議すること。）

(ウ) 危険防止のため、倒木や枯枝の早期発見と除去を行う。

(エ) すべての作業において、危険防止のため作業区域を囲い作業中であることを示す。

(2) 清掃管理業務

① 日常清掃業務

日常清掃業務として、4月～11月については、5回/週（6時間程度/回）以上、12月～3月については、1回/週（2時間程度/回）以上、次の業務内容を実施すること。なお、ゴミ処理費用については、指定管理者が負担することとする。

(ア) 公園敷地内ゴミ箱および灰皿吸殻の塵ごみ等の回収（設置時）

(イ) 芝生、道路および駐車場部分のごみ拾いと清掃

(ウ) ベンチおよび遊具の拭き清掃（適宜）

(エ) トイレ内清掃及びトイレットペーパー等の補充

(オ) 管理棟内清掃

(カ) 管理棟内窓ガラス清掃

(キ) 敷地内のごみ拾いと清掃

(ク) 側溝清掃

② 管理棟定期清掃業務

管理棟の床面洗浄及びワックスがけを2ヶ月に1回（6回/年）実施する。

また、管理棟内の窓ガラス外面の清掃を年2回実施する。

③ 園内定期清掃

レインボーサウルス広場の噴水清掃を3月～12月の間（積雪のない場合）、月1回実施すること。池等についても、汚れ状態により月1回程度清掃を行う。

④ 照明器具灯具清掃

園内水銀灯及びナトリウム灯の清掃を年1回実施する。

(3) 保守点検業務

① 電気設備保守

電気設備を点検調整して良好な状態を維持するとともに、電気事業法に基づく保守管理を実施する。また、目視や測定などにより1月に1回以上自主点検を実施すること。

② 消防設備保守

消防法等の定めによる点検等を適切に行う。故障等については適切に対処する。また、目視などにより、1月に1回以上自主点検を実施する。

③ 給水設備保守

水道法、同法施行規則、水質基準に関する省令、建物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行規則これに基づく厚生労働省告示等に定めるところにより、保守点検及び水質検査を行う。また、目視や測定などにより1月1回以上の自主点検を実施すること。

(4) 日常点検業務

① 遊具等点検

目視により遊具等の点検を行い安全確保に努める。このほか、定期的な目視、触診、打診による安全点検を月2回以上実施すること。

② 遊歩道点検

朝、夕の一日2回、園内遊歩道の土砂の流出、樹木の倒木等による、利用者の通行に危険な箇所がないか点検する。危険箇所があった場合、一部通行禁止などの適切な対処を行うこと。

(7) 通常 1日2回(8:40、16:00) ※冬期間なし

(5) 廃棄物管理業務

公園内で発生した廃棄物は、リサイクルによる資源の再生化を行うなど適切に処理する。
園内で発生した廃棄物処理に係る経費は指定管理者が負担する。

(6) 巡視業務

公園内を適宜に巡回し、不審者、不審車両、不審物の発見、処置等を行う。不適切な利用に対しては、利用者に対し必要な指示を行う。

(7) 物品管理業務

貸与した物品等を使用するための燃料等の購入やメンテナンスは指定管理者の負担により行う。

(8) 修繕業務

①修繕箇所の調査

公園内の施設、設備等が破損、破壊、又は老朽化した場合は、必要に応じてその利用を制限し、直ちに修繕方法等の検討及び見積もりの作成を行う。

②修繕の実施

1件当たり30万円以下の修繕については、年間250万円(修繕に係る原材料購入費を含む)まで指定管理者の負担により早急に実施する。また、修繕内容については記録を行う。

④市への報告

修繕の規模等で上記によりがたい場合は、速やかに市に報告し対応について協議を行う。

(9) 公園入口開閉門業務

年末年始を除き、公園入口の開閉門の管理を行う。基本的な開閉門時間は次のとおりである。

〈開門〉3月中旬～12月中旬	7:00
12月中旬～3月中旬	積雪状況による
〈閉門〉3月中旬～12月中旬	20:00
12月中旬～3月中旬	積雪状況による

積雪状況による時は、市の指示に従うこと。閉門については、敷地内通路をパトロールの上、行うこと。

(10) バーベキューガーデン管理業務

気候条件(強風・豪雨)や熊出没等の状況を鑑み、指定管理者が使用時間を定め利用者の受付を行い提供する。備え付けの用具、備品については、良好な状態に保つよう点検整備は定期的に行う。利用が終わった際に火の元の確認を必ず行うこと。

(11) 雪囲作業業務

冬期間に備え、11月中に樹木、モニュメント、建物等の雪囲いを実施する。

(12) 熊対策業務

毎年、熊の出没を予測、注意した上で対応を行うこと。電気柵の設置時期については、市と協議して設置すること。公園周辺及び園内に熊が出没した場合、市と協議をして対応すること。

(13) 交通渋滞整理対応業務

ゴールデンウィーク及びお盆シーズンは県立恐竜博物館を訪れる利用者により、交通渋滞が発生するため、園内交通整理や交通渋滞等の対応の協議を関係機関と行う。なお、園内交通整理に係る経費は指定管理者が負担するものとする。

(14) 除雪業務

冬期積雪時の管理棟周辺等の簡単な除雪作業を行うこと。車両通行帯、園内歩道及び駐車場等については、市が除雪を行う。また、緊急に除雪が必要な場合、市が行うこととする。

8. 一般運營業務の内容及び業務の水準（体験学習事業運營業務除く）

(1) 管理棟フロント業務

公園利用者又は利用予定者からの問い合わせがあった場合は、丁寧な対応と適切な案内を行うこととする。

- ①利用者に対する施設の内容及び利用方法を窓口、園内放送で案内・説明すること
- ②拾得物の保管、迷子の預かりを行うこと
- ③公園内事故発生時の一次対応や急病人発生時の対応を行うこと
- ④災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行うこと
- ⑤施設利用や体験学習事業参加の受付及び利用料金、参加負担金を徴収すること

(2) 公園施設の利用許可に関する業務

勝山市都市公園条例第2条第1項に基づく許可申請受付及び許可の承認を行う。なお、都市公園法第5条及び第6条の申請受付及び許可は市が行うため、問い合わせがあった場合、市に連絡すること。

(3) 光熱水費の支払に関する業務

公園内で使用した上下水道料、電気料等の光熱水費は指定管理者が支払う。園内便益施設等が使用した光熱水費は、指定管理者がメーター等を管理し、相当額を工作物の管理者に請求することとする。

(4) 利用実態収集業務

意見箱等の設置やアンケート等により利用者意見を把握し記録すること。また、利用者数等の各種調査も行うこととする。実態調査等の結果及びその対応については市に報告すること。

(5) 利用促進業務

ホームページによる公園の様子や行事案内などの情報発信を行う等、公園の利用促進に有効な方策に努めること。その他、パンフレットの作成や各種広報を利用し、公園の利用促進を図る。なお、ホームページ、パンフレット作成に係る費用は指定管理者が負担する。

(6) 報告業務

勝山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条に掲げる年次報告の他、毎月の業務報告書、業務予定表等の作成を行い市に報告すること。

9. 各種体験学習事業運營業務の内容及び水準

当該公園は恐竜化石や自然といった活用資源が豊かであることから、次代を担う子ども達の体

験学習の出来る絶好のロケーションが整っている。今後、更なる公園内の環境整備を行い、十分に活用を図ることが求められる。

体験学習事業については、季節に応じた以下の事業を柱とし、指定管理者の柔軟な発想や創意工夫により新たな体験学習事業を提案し、開催することとする。

春～秋：恐竜化石発掘体験

通 年：自然観察会

冬 ：クロスカントリースキー、スノーシューハイク、タイヤソリー

(1) 恐竜化石発掘体験

- ①開催日時・期間、参加者負担金の額については、指定管理者が決定すること（市と協議要）
- ②特に参加負担金の額については、市民及び利用者の理解を得られる範囲での金額設定を行うこと
- ③1回当たりの参加人員、用具の使用法等、常に安全を確保しながら発掘体験を行うこと
- ④用具は定期的な点検を行い、指定管理者が交換、購入を行うこと
- ⑤化石含有石については市と相談して確保（運搬）・補充を行うことと
- ⑥化石含有石は限りある資源であることを念頭に入れ、開催計画を立案すること

(2) 自然観察会

- ①公園内に貴重な動植物が生息していることを認識し、企画・実施すること
- ②開催日時、募集人員、参加負担金は指定管理者が決定すること（市と協議要）

(3) クロスカントリースキー、スノーシューハイク、スノーモービル雪上タイヤソリー

- ①開催期間・日時は指定管理者が決定すること
- ②用具の貸出業務を行うこと
- ③用具の使用料については、「勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例」に掲げられる使用料金を適用、徴収すること
- ④市が大会や講習会等を開催する場合、優先的な予約、コース設営などの協力をする事
- ⑤有資格者による園内クロスカントリーコース整備・点検を毎朝行うこと

(4) 新たな体験学習事業

- ①柔軟な発想により、新たな体験学習事業を提案し開催すること
- ②新たな体験学習事業については、「公園の基本コンセプト」に一致していること
- ③常時、体験学習が出来るような体制づくりを中長期的に計画すること
- ④市民や市民団体と連携をしながら、ボランティア等による運営を積極的に取り入れること

10. 管理運営に要する費用

公園の管理運営に必要な費用は、公園施設の利用者が納める利用料金、自然体験学習等の参加者負担金（使用料）、管理業務の実施に伴い収受する収入及び市管理運営委託料で賄うものとする。

- ① 利用料金・・・勝山市都市公園条例別表第1項に定める利用料金及び勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例別表その3に定める利用料
- ② 参加負担金・・・恐竜化石発掘体験などの参加負担金
- ③ 管理業務の実施に伴い収受する収入・・・市以外からの助成金や寄付金収入など

- ④ 市が支払う管理料・・・管理業務に要する経費から見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払う。

管理料の額は、提案時に提出のある収支計算書において示された管理料の金額を上限もしくは参考額を上限とする。

別添「管理運営に係る過去4年間の実績額」及び「参考額」参照。

なお、当該施設の管理運営に関する業務は、市監査及び外部監査の対象となるため、経理書類等は適切に処理し、関係書類を整備すること。

1.1. 物品の貸与

別添「備品一覧」をはじめとする現在公園で使用中の備品等については、指定管理者に貸与するものとする。ただし、修繕が必要となった時場合には、指定管理者が修繕、購入を行うこととする。また、車両については以下の補償と同等以上の自動車任意保険に加入すること。

(軽ボン) 対物 500万円 対人 無制限

(ダンプ) 対物 500万円 対人 無制限

(軽トラック) 対物 500万円 対人 無制限

1.2. 自主事業等

指定管理者は、公園の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。公園の潜在的なポテンシャルを最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かし積極的に提案すること。

ただし、工作物を設置して自主事業を行う場合については、あらかじめ市と協議をし、都市公園法第5条許可申請を行い市が認めたものに限る。また、提案時の自主事業については、協定時に改めて協議を行うこととし、自主事業が認められない場合については辞退する旨を事業計画書に明示しなければならない。

自主事業については、当然ながら、市からの指定管理料を充ててはならないこととするが、その収入は指定管理者に帰属することとする。

また、指定管理の期間が満了した場合には、その工作物は取壊し敷地を更地するか、もしくは市と別途協議することとする。

1.3. その他の留意事項

①環境への配慮

電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、グリーン購入など、環境への配慮を市と同じように努めること。

②市内事業者

委託業務の発注や物品の購入等については、市内事業者への発注に努めること。

③県立恐竜博物館との関係維持、連絡調整

引き続き県立恐竜博物館とは協調関係を維持しながら、維持管理業務及び運営業務に努めること

と。また、福井県の「ダイナソーバレー構想」事業に積極的に協力すること。

④勝山観光協会との関係維持

適宜に指導・連絡を行い、便益施設として施設管理運営に努めさせること。

⑤ 連絡協議会

市が設置する協議会に参加し、関係機関と連絡・連携強化に努めること。

長尾山総合公園 公園（管理）施設一覧

No.	ゾーン	公園施設	種類/名称
1	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段A (ﾌﾞﾗﾝｽﾞ)
2	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段B (ﾌﾞﾗﾝｽﾞ)
3	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段C (ﾌﾞﾗﾝｽﾞ)
4	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段D (ﾌﾞﾗﾝｽﾞ)
5	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段E (ﾌﾞﾗﾝｽﾞ)
6	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段1 (Co)
7	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段2 (ﾌﾞﾗﾝｽﾞ)
8	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段3 (木製)
9	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段4 (木製)
10	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	階段5 (木製)
11	1 ふれあい交流ゾーン	1 園路広場	板橋散策路
12	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜 (ﾌﾗｲユウ)
13	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜 (ｶｯﾁャﾘユウ-1)
14	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜 (ｷｯﾀﾞｺﾘユウ)
15	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜 (ﾄﾘｸﾞﾗﾌﾞｽ)
16	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜 (ｶｯﾁャﾘユウ-2)
17	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	FRP骨
18	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	骨パネル
19	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	パネル恐竜
20	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	池
21	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	擬岩
22	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	擬岩-1
23	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	擬木
24	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	擬木
25	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	ｺﾝｸﾘｰﾄﾜｰﾙA
26	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	ｺﾝｸﾘｰﾄﾜｰﾙB
27	1 ふれあい交流ゾーン	2 修景施設	エキスポメモリアル
28	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	大休憩所1 (S.ﾃﾝﾄ造)
29	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	大休憩所2 (S.ﾃﾝﾄ造)
30	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	休憩所1 (S.ﾃﾝﾄ造)
31	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	休憩所2 (木造)
32	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	休憩所3 (S造)
33	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	ﾛｰﾄﾞｽﾎｯﾄ
34	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	ﾊﾟｰｺﾗ
35	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	ﾊﾟｰｺﾗ
36	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	大型ﾊﾟﾗソﾙ
37	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	ｺﾝﾋﾞﾈｰｼﾞｮﾝﾍﾞﾝﾁ
38	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	円型ベンチ
39	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	ベンチ1
40	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	ベンチ5
41	1 ふれあい交流ゾーン	4 休養施設	ベンチ6
42	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	木テーブル(固)
43	1 ふれあい交流ゾーン	3 休養施設	どきどき発掘ランドA
44	1 ふれあい交流ゾーン	4 休養施設	どきどき発掘ランドB
45	1 ふれあい交流ゾーン	4 遊戯施設	ﾛｰﾌﾞ滑台+ｺﾝﾋﾞﾈｰｼﾞｮﾝ遊具
46	1 ふれあい交流ゾーン	4 遊戯施設	木製遊具
47	1 ふれあい交流ゾーン	4 遊戯施設	ターザンロープ-1
48	1 ふれあい交流ゾーン	4 遊戯施設	丸太遊具
49	1 ふれあい交流ゾーン	4 遊戯施設	ネット遊具
50	1 ふれあい交流ゾーン	4 遊戯施設	滑台
51	1 ふれあい交流ゾーン	6 便益施設	水飲み1
52	1 ふれあい交流ゾーン	6 便益施設	水飲場-1
53	1 ふれあい交流ゾーン	6 便益施設	ｷﾞﾌﾞﾝｽﾄｰﾙ売店
54	1 ふれあい交流ゾーン	6 便益施設	ｷﾞﾌﾞﾝｽﾄｰﾙ広場 ｴﾚﾋﾞﾀﾞｰ
55	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	上水道第一送水ポンプ場
56	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	上水道第一受水槽
57	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	散水用集水井戸
58	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	散水用受水槽

長尾山総合公園 公園（管理）施設一覧

No.	ゾーン	公園施設	種類/名称
59	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	消火栓1
60	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	ボックス、標識1
61	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	消火栓2
62	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	ボックス、標識2
63	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	公園管理棟
64	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	倉庫1
65	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	倉庫2
66	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	管理ゲートH=1200
67	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	車止め（固定式）
68	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	車止め（脱着式）
69	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	スノーポール
70	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	道路照明（ナトリウム）
71	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	街灯
72	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	街灯（スピーカー付）
73	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	分電盤
74	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	掲示板パネル
75	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	掲示板
76	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	メインゲートサイン
77	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	ブック型サイン
78	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	方向サイン
79	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	案内標識
80	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	規制標識
81	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	警戒標識
82	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	指示標識
83	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	解説版
84	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	園名壁
85	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	ガードパイプ1
86	1 ふれあい交流ゾーン	8 管理施設	ガードパイプ2
87	1 ふれあい交流ゾーン	9 管理施設	ガードパイプ3
88	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	擬木柵1（Con）
89	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	擬木柵2（樹脂）
90	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	擬木柵3（樹脂）
91	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	擬木柵5（Con）
92	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	木杭ロープ柵
93	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	木柵1
94	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	木柵2
95	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	木柵4
96	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	木柵5
97	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	木柵6
98	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	カーブミラー
99	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	サインー1
100	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	サインー2
101	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	サインー3
102	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	サインー4
103	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	サインー5
104	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	サインー6
105	1 ふれあい交流ゾーン	7 管理施設	サインー7
106	2 恐竜の森ゾーン	1 園路広場	階段F（Con擬木）
107	2 恐竜の森ゾーン	1 園路広場	階段7（木製）
108	2 恐竜の森ゾーン	1 園路広場	階段8（Con）
109	2 恐竜の森ゾーン	1 園路広場	階段9（樹脂製）
110	2 恐竜の森ゾーン	2 修景施設	恐竜フェンス
111	2 恐竜の森ゾーン	2 修景施設	レイボーサウルス
112	2 恐竜の森ゾーン	2 修景施設	モニュメント2
113	2 恐竜の森ゾーン	3 修景施設	モニュメント3
114	2 恐竜の森ゾーン	4 修景施設	モニュメント4
115	2 恐竜の森ゾーン	4 修景施設	展示石
116	2 恐竜の森ゾーン	3 休養施設	ロードスポット

長尾山総合公園 公園（管理）施設一覧

No.	ゾーン	公園施設	種類/名称
117	2 恐竜の森ゾーン	3 休養施設	休憩所 (レインボークラウス)
118	2 恐竜の森ゾーン	3 休養施設	四阿1
119	2 恐竜の森ゾーン	3 休養施設	ベンチ2
120	2 恐竜の森ゾーン	3 休養施設	休憩所4 (S.テント造)
121	2 恐竜の森ゾーン	3 運動施設	掲揚ポール
122	2 恐竜の森ゾーン	6 便益施設	水飲1
123	2 恐竜の森ゾーン	6 便益施設	水飲2
124	2 恐竜の森ゾーン	6 便益施設	トイレ
125	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	消火栓3
126	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	ボックス、標識
127	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	倉庫3
128	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	車止め (固定式)
129	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	車止め (脱着式)
130	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	スノーボール
131	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	街灯
132	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	街灯 (スピーカー付)
133	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	フック型サイン
134	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	分電盤
135	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	方向サイン
136	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	規制標識
137	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	警戒標識
138	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	案内板
139	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	駐輪所 (S.テント造)
140	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	立入防護柵1
141	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	立入防護柵2
142	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	ガードパイプ5
143	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	擬木杭ロープ柵
144	2 恐竜の森ゾーン	7 管理施設	ガードレール
145	3 自然の森ゾーン	1 園路広場	木橋
146	3 自然の森ゾーン	1 園路広場	階段6
147	3 自然の森ゾーン	1 園路広場	階段10
148	3 自然の森ゾーン	1 園路広場	階段11
149	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	半割丸太柱
150	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜 (フテラトロン)
151	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜1 (卵)
152	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜3 (ティラノサウルス)
153	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜2 (アバトサウルス)
154	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP恐竜 (ステゴサウルス)
155	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	モニュメント6
156	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	景石
157	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	擬岩2
158	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP昆虫 (カブトムシ)
159	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP昆虫 (セミ)
160	3 自然の森ゾーン	2 修景施設	FRP昆虫 (クワガタ)
161	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	休憩所3 (S.テント造)
162	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	ロードスポット
163	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	四阿2
164	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	四阿3
165	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	四阿4
166	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	バーベキュー施設
167	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	木ベンチ
168	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	木テーブル
169	3 自然の森ゾーン	3 休養施設	ベンチ3 (L=13.0m)
170	3 自然の森ゾーン	4 遊戯施設	リングトン初、コンビネーション遊具
171	3 自然の森ゾーン	4 遊戯施設	リングトン初、コンビネーション遊具
172	3 自然の森ゾーン	4 遊戯施設	ローラ滑り台
173	3 自然の森ゾーン	4 遊戯施設	FRP恐竜
174	3 自然の森ゾーン	4 遊戯施設	木コンビネーション遊具3

長尾山総合公園 公園（管理）施設一覧

No.	ゾーン	公園施設	種類/名称
175	3 自然の森ゾーン	4 遊戯施設	徒渉池
176	3 自然の森ゾーン	4 遊戯施設	ターザンロープ
177	3 自然の森ゾーン	5 教養施設	根説明擁壁
178	3 自然の森ゾーン	6 便益施設	水飲場 1
179	3 自然の森ゾーン	6 便益施設	水飲場 3
180	3 自然の森ゾーン	6 便益施設	トイレ
181	3 自然の森ゾーン	6 便益施設	トイレ休憩所
182	3 自然の森ゾーン	6 便益施設	時計
183	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	消火栓
184	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	ボックス、標識
185	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	倉庫（テント、S造）
186	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	〃
187	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	車止め（脱着式）
188	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	街灯
189	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	街灯（スピーカー付）
190	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	ブック型サイン
191	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	方向サイン
192	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	規制標識
193	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	案内標識
194	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	耐震性貯水槽
195	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	人止柵
196	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	ポール式照明
197	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	分電盤
198	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	変電設備
199	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	倉庫
200	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	転落防止柵
201	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	車止め
202	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	スノーポール
203	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	標識
204	3 自然の森ゾーン	7 管理施設	公園灯
205	4 歴史文化園ゾーン	2 修景施設	菖蒲園
206	4 歴史文化園ゾーン	3 休養施設	四阿 5
207	4 歴史文化園ゾーン	3 休養施設	ベンチ 4
208	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	擬木柵
209	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	ガードレール
210	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	車止め（脱着式）
211	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	方向サイン
212	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	木柵 7
213	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	擬木柵
214	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	ガードレール
215	4 歴史文化園ゾーン	7 管理施設	案内板
216	5 里山の森ゾーン	7 管理施設	木柵
217	5 里山の森ゾーン	7 管理施設	車止め
218	5 里山の森ゾーン	7 管理施設	スノーポール
219	5 里山の森ゾーン	7 管理施設	標識
220	5 里山の森ゾーン	7 管理施設	公園灯

長尾山総合公園ゾーニング図

自然の森ゾーン

里山の森ゾーン

歴史文化ゾーン

恐竜の森ゾーン

ふれあい交流ゾーン

